

下関市立大学ネットワークシステム運営委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 1 4 号

改正 平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学の運営組織等に関する規程第 15 条に基づき設置される下関市立大学ネットワークシステム運営委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる学内ネットワークシステムの充実のための企画及び運営に関する事項を審議する。

- (1) 学内ネットワークシステムの利用推進に関すること。
- (2) 学内ネットワークシステムの拡充に関すること。
- (3) 学内ネットワークシステムの運営に関すること。
- (4) 学内ネットワークシステムの利用推進に係る教育の企画及び実施に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。
- (6) その他学内ネットワークシステムの管理及び運営に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる事項を審議するほか、必要に応じて学内 I T 機器に関して助言することができる。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教授会構成員 10 名以内
- (2) 事務局 5 名以内

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第 3 条第 1 号に規定する委員から互選により選出する。
- 3 副委員長は、第 3 条第 1 号に規定する委員から互選により選出する。

(委員長等の責務)

第 6 条 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第 7 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第 9 条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、第 3 条第 2 号に規定する委員から委員会において指名された者が行う。

(ネットワークシステムの利用)

第 11 条 学内ネットワークシステムの利用・接続及び運用に関する細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。